

農作物共済損害防止事業実施要領

1. 趣 旨

三重県農業共済組合（以下「組合」という）は、共済事故発生の未然防止及び事故の拡大防止等に努めるため、この事業の円滑な推進を図る。

2. 実施年度

この事業の対象年度は、令和4年度とする。

3. 実施内容

（1）農作物共済一般損害防止事業

ア 目 的

農作物（水稻）の害虫に対する的確な損害防止の実施に努めることを目的とする。

イ 実施方法

水稻に深刻な影響を及ぼす害虫（スクミリンゴガイ）防除に対する薬剤助成。

（2）農作物共済鳥獣害低減対策事業

ア 目 的

有害鳥獣による農作物に対する被害が深刻化していることを踏まえ、有害鳥獣防除等に対する支援を行い、水稻における鳥獣害低減を図ることを目的とする。

イ 実施方法

- （ア） 電柵等による鳥獣害対策及び集落等鳥獣害対策への助成
- （イ） 檻罟等の購入に対する助成
- （ウ） 有害鳥獣防除等に関する情報提供

（3）狩猟(わな猟)免許取得促進対策事業

ア 目 的

有害鳥獣駆除者の確保及び地域における有害鳥獣駆除の強化を図り、当該鳥獣による農作物（水稻）の被害を防止することを目的とする。

イ 実施方法

初心者狩猟免許取得予備講習会における受講料の助成。

なお、上記、3. 実施内容（1）、（2）、（3）における実施方法のうち、助成する内容については、別途助成基準を定め実施する。

4. 助成経費

組合は、上記、3. 実施内容に対して、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を助成する。

5. 事業実績の取りまとめ

事業が完了したときは、各支所において実施内容を取りまとめ、損害防止事業助成金交付申請書等を本所に提出する。

本所は各支所から提出された実施内容等を取りまとめ、予算の範囲内において助成金を交付する。

6. その他

この要領に定めるほか、農作物共済損害防止事業の実施に関し、必要な事項はその都度、組合長が定める。

7. 実 施

この要領は、令和4年4月1日から施行する。